

いつも、皆様のそばに。

# Disclosure 2023

## ごあいさつ

皆様には、日頃より格別なお引き立てを賜り、心から御礼申し上げます。皆様から、当三條信用組合へのご理解を尚一層深めて頂くために、「令和4年度ディスクロージャー誌」を作成しましたので、ご高覧賜れば幸いに存じます。

三條信用組合は、お客さまと一緒に成長し、豊かで安心な地域社会を創造することが使命です。その目的のために三條信用組合の経営基本理念である「お客さまへの感謝と共感を胸に将来像の創造と提案をすること」・「金融サービスの向上に努め地域社会へ貢献をすること」・「職員は変化に対応すべく自己研鑽に努めること」を徹底します。そして、これからも地域の皆様に本当にお役に立てる金融機関を目指して、お客さまへの金融円滑化に積極的に取り組み、金融相談業務の強化に努めてまいります。

今後とも、尚一層のご支援、ご愛顧賜りますよう心からお願い申し上げます。



三條信用組合  
理事長／佐藤 一正

## 事業方針

### ■経営の基本理念

- ①私達は、お客さまへの感謝と共感を胸に将来像の創造と提案をします。
- ②私達は、金融サービスの向上に努め地域社会へ貢献をします。
- ③私達は、変化に対応すべく自己研鑽に努め強い職員を目指します。

### ■経営方針

#### ①地域経済への貢献

- ・事業所取引の拡大と育成は当組合の設立理念であります。地域経済発展のため、成長、発展に資する資金やキャッシュフロー改善等を目的に安定的に資金を供給し、その育成に取り組みます。
- ・事業承継問題に正面から取り組み、後継者不足で貸出金を有する事業所に対し、問題点を共有し、課題解決を図ります。
- ・健全な生活に資するローン商品を推進することで、地域の消費活動を支え、地域経済の発展に寄与してまいります。
- ・多重債務等、苦境に直面するお客さまに対し、課題解決に向けた資金供給と家計健全化に向けた提案と実行を通じ、安定した豊かな地域社会の構築を推進します。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響が漸く和らぎつつありますが、本格的な回復までは道半ばであることから、再建に向けた最大限の助力を行ってまいります。
- ・販路拡大、受注確保、動産不動産売買、人材紹介等、事業者の皆様の多種多様なニーズを集約し、お客さま同士の橋渡しをするビジネスマッチングを通じ、課題解決に向けたサポートを行ってまいります。

#### ②収益力の強化

- ・定例訪問により信頼関係を構築し、情報収集の蓄積を図るとともに相談業務を中心とした営業活動とメイン化の推進によって、金利に左右されない取引関係を作り上げ、金利競争からの脱却を図る。
- ・貸出金利利息額の確保の為、貸出金利回りを重視した営業推進態勢を構築する。
- ・余資運用では、安定したコア業務純益確保の視点から資金の効率的運用を十分検討する。

#### ③人材育成と環境整備

- ・涉外、窓口担当者の能力向上のため各部署で、継続的な内部研修を実施する。また、各種検定試験を積極的に受験し、金融知識の習得に努める。
- ・役職員が高いモチベーションを維持できる生き活きた職場環境を作る。
- ・ビジネスモデルについて全職員が認識を深めるため、委員会や会議を通じ、自ら問題点を抽出し解決策を実施することで、当組合独自の方針や営業推進方法の確立を図る。

## 当組合のあゆみ(沿革)

- 昭和27年 8月7日 三条市公民館において創立総会を開催。代表理事に川崎重吉を選任。
- 昭和27年 8月29日 設立登記。名称 三條信用協同組合。事務所 三条市大字一ノ木戸2132番地1。
- 昭和27年 9月3日 業務開始。組合員474名。出資金3,101千円。地区、三条市一円。職員5名。
- 昭和32年 9月26日 名称変更 三條信用組合。
- 昭和38年 4月1日 本店事務所移転 三条市大字一ノ木戸1672番地。
- 昭和39年 4月1日 新潟県収納代理金融機関の指定、業務開始。
- 昭和44年 2月17日 下田支店開設 南蒲原郡下田村大字荻堀1263番地1。
- 昭和47年 3月6日 興野支店開設 三条市大字田島173番地4。
- 昭和48年 12月22日 栄支店開設 南蒲原郡栄村大字東光寺3679番地。
- 昭和50年 12月8日 南支店開設 三条市大字四日町1113番地。
- 昭和52年 8月8日 北支店開設 三条市大字東裏館2274番地5。
- 昭和56年 11月16日 今町支店開設 見附市今町5丁目34番8号。
- 昭和58年 8月15日 本店事務所移転 旧興野支店を改装し本部機能を移転。中央支店(旧本店)開設 三条市旭町1丁目1番6号。
- 平成6年 7月18日 第三次オンライン開始(信情情報サービス)。
- 平成14年 9月8日 創立50周年記念式典挙行(VIP三条)。
- 平成28年 6月29日 新潟県内11信組による「包括的連携協力に関する協定」締結。
- 平成28年 8月26日 当組合、協栄信用組合、新潟大米信用組合による「しんくみ事業承継支援協議会」の設置及び「燕三条地区事業承継支援ネットワーク」の発足。
- 平成29年 12月19日 第一勧業信用組合との取引先販路拡大、ビジネスマッチングを目的とした連携協定の締結。
- 平成30年 8月30日 下田商工会との事業支援、事業承継を目的とした業務連携協定の締結。
- 令和3年 2月1日 中央支店窓口営業時間の変更(11時30分から12時30分まで閉店)。
- 令和3年 10月13日 三条市と地域社会の持続的な発展など、地域活性化を目的とした包括連携協定の締結。
- 令和4年 4月21日 はばたき信用組合と合併基本協定書締結。
- 令和4年 6月7日 はばたき信用組合と合併契約書締結。
- 令和5年 6月2日 はばたき信用組合、新潟鉄道信用組合と合併契約書締結。
- 令和5年 7月10日 中央支店を本店内に移転。
- 令和5年 7月10日 下田支店、北支店、今町支店窓口営業時間の変更(11時30分から12時30分まで閉店)。

## 令和4年度 経営環境・事業概況

我が国経済は、ロシアのウクライナ侵攻の影響による食料、エネルギー価格の暴騰、輸入品の値上がりが続ぎ、昨年11月の消費者物価指数は15か月連続で上昇、前年同月比3.7%と40年ぶりの伸び率となりました。また欧米各国では政策金利引き上げによる金融引き締めを継続し、異次元の金融緩和を続けて来たわが国においても、12月に長期金利の上限引き上げによる事実上の利上げに舵を切った事により、一部金融機関では各種ローン利率の上昇も始まっております。

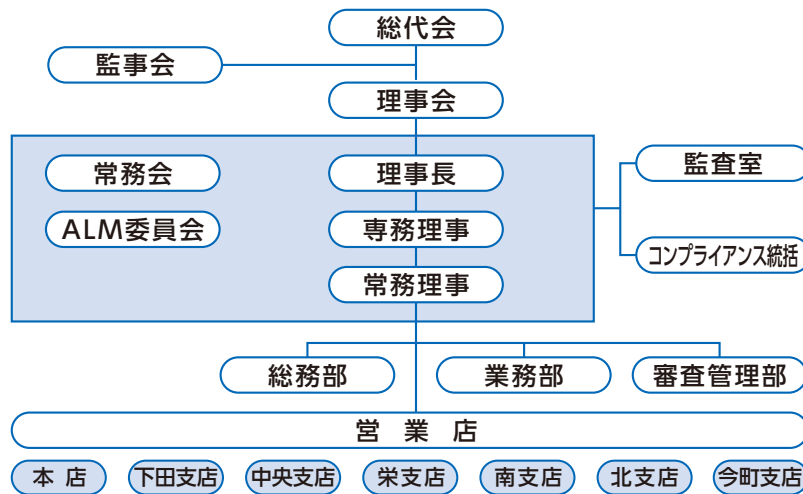
今年度の業績におきましては、預金積金は物価高等を背景とした定期性預金減少を一因に期末残高、期中平残ともに減少。貸出金については新型コロナウイルス関連融資等の事業性資金の一巡により、引き続き資金需要が伸び悩んでいることから個人向け貸出に注力した結果、貸出金利回りは微増したものの、期末残高、期中平残ともに対前年度より減少となりました。損益面では、貸出金利回りは下げ止まったものの、前述の期中平残の減少が影響し、貸出金利息は対前年度で減収となりましたが、経費面の削減が寄与し、今期も利益金を計上することができました。これもひとえに、組合員の皆様の暖かいご支援ご協力の賜物と深く感謝いたしております。

令和4年度の預金積金期末残高は491億5千6百万円、前期比マイナス1.22%、6億1千0百万円の減少、貸出金期末残高は203億7千3百万円、前期比マイナス0.60%、1億2千4百万円の減少となりました。期中平均残高は、預金積金508億1千6百万円、前期比マイナス0.02%、1千3百万円の減少、貸出金202億2千7百万円、前期比マイナス2.63%、5億4千6百万円の減少となりました。貸出金利回りは1.985%で前期比プラス0.005ポイント、預金金利回りは0.007%で前期比増減なしとなりました。損益では、経常収益5億9千6百万円、経常費用5億7千0百万円で、経常利益は2千5百万円となり、税引前当期純利益2千5百万円、当期純利益1千4百万円を計上となりました。

次に、はばたき信用組合、新潟鉄道信用組合との合併についてご報告申し上げます。令和4年6月7日付にて、はばたき信用組合と「合併契約書」を締結し、令和5年11月の合併に向け協議を重ねておりましたが、JR新潟グループ職員を主な事業基盤とする新潟鉄道信用組合においても、今後より強固な経営基盤が必要と考えていた事から、はばたき信用組合と三條信用組合の合併に合流することとなり、去る令和5年6月2日付にて三信組による「合併契約書」を締結いたしました。今後は、合併に向けた実務的な協議をさらに重ね、組合員やお取引先をはじめ関係各方面からのご協力を頂きながら、合併が実現できるよう役職員一同一丸となって努力して参る所存でございます。

令和5年度も、三條信用組合は、営業地域の経済を下支えしていく事を使命と捉え、皆様のご期待に応えるべく役職員一同邁進していく所存であります。何卒、従来に増してご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

## 事業の組織



## 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)

(令和5年7月現在)

理事長／佐藤 一正	専務理事／高橋 孝利	常務理事／西川 仁	常務理事／速水 誠
理事／宮嶋 徳義	理事／川崎富士雄(※)	理事／瀧澤 藤雄(※)	常勤監事／五十嵐秀明
監事／山本 経記	員外監事／大方 一		

注)当組合は、職員出身者以外の理事2名(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

## 会計監査人の氏名又は名称

(令和5年7月現在)

会計監査人 熊木公認会計士事務所	公認会計士 熊木 高志
伊藤伸介公認会計士事務所	公認会計士 伊藤 伸介

## 組合員の推移

(単位：人)

区分	令和3年度末	令和4年度末
個人	11,887	11,668
法人	708	706
合計	12,595	12,374

# 総代会について

## 総代会の仕組みと役割

総代会とは、株式会社における株主総会と同様に、信用組合の最高意思決定機関です。根本の規則(定款)の変更や、毎年の予算・決算について組合員の意思を問ひ、経営の方向を決めます。

当組合では、総代会に限定することなく、組合員(利用者)アンケート調査実施など、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

## 総代の選出方法、任期、定数等

組合員が多くなると総会を開くことが事実上難しくなることから、組合員の中から選挙で総代を選び、最高意思決定機関である総代会を構成しています。当組合も各選挙区(店舗)毎に総代人数を定め、総代選挙規定に則り110名の総代が選任(任期3年)されております。

営業地区を7選挙区に区分し、総代の定数110名を各選挙区の組合員数に応じて按分し、選挙区毎に理事会で定数を定めています。各選挙区の定数に基づき、総代選挙規定に則り総代の任期である3年毎に選挙により選出されます。

## 総代会の決議事項等の諸事概要

総代会の議決または承認を必要とする事項には「普通議決事項」と「特別議決事項」があり、主な議決事項は次のとおりです。

- 普通議決事項…計算書類の承認、毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更、役員(理事・監事)の報酬、理事・監事の選任及び解任、議長の選任、事業の一部の譲渡または事業の全部もしくは一部の譲受、会計監査人の選任及び解任
- 特別議決事項…定款の変更、組合の解散、組合の合併、事業の全部の譲渡、組合員の除名

## 第71期定時総代会の報告

令和5年6月23日に開催された第71回通常総代会は、総代110名のうち108名(うち本人64名)の出席により、次の議案を審議し、第1号議案から第7号議案までのすべてが承認可決されました。

### 決議事項

- 第1号議案…令和4年度剰余金処分案承認の件
- 第2号議案…令和5年度事業計画及び収支予算案承認の件
- 第3号議案…令和5年度理事報酬総額決定の件
- 第4号議案…令和5年度監事報酬総額決定の件
- 第5号議案…合併契約書締結承認の件
- 第6号議案…合併に伴う推薦役員選任の件
- 第7号議案…合併に伴う役員退職慰労金支給に関する件

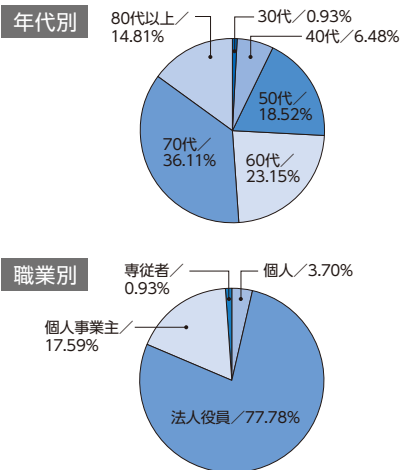
## 総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

(令和5年7月現在)

本店選挙区 [定数23名] [総代数23名]	下田支店選挙区 [定数22名] [総代数21名]	中央支店選挙区 [定数11名] [総代数11名]	栄支店選挙区 [定数15名] [総代数15名]	南支店選挙区 [定数19名] [総代数19名]	北支店選挙区 [定数13名] [総代数12名]	今町支店選挙区 [定数7名] [総代数7名]
岩月 正行 ◎	淡路 新二 ◎	坂井 力 ◎	木菱 晃栄 ◎	神子島 且正 ◎	高橋 清一 ◎	佐藤 誠助 ◎
大方 守 ◎	吉川 吉彦 ◎	渡辺 亀久雄 ◎	梅田 一則 8	小林 敬八郎 ◎	外山 義男 ◎	清水 久男 8
木宮 隆 ◎	小島 吉秀 ◎	鶴巻 四郎 9	斎藤 貞吾 8	須佐 義市 ◎	内山 峰男 ◎	久保 島多朗 7
川崎 重雄 ◎	藤田 一夫 ◎	稲田 清数 8	小出 辰一 6	五十嵐 孫六 9	牛腸 昌弘 ◎	桜井 治 4
高橋 恵久雄 8	阿久津 一雄 ◎	大野 新吉 7	西巻 昭修 6	勝見 悦行 8	栃木 茂 ◎	武田 透 1
橋崎 裕 8	金子 吉夫 9	野水 博己 7	山口 修 6	佐藤 昇作 8	大久保 秀男 8	高橋 明夫 1
古澤 幸朗 8	桐生 正輝 9	三上 行雄 6	金子 利弘 5	山本 経記 7	佐藤 栄 6	平沢 竜人 1
瀧澤 藤雄 7	武石 和義 7	馬場 俊二 3	小村 弘行 4	吉田 亀一郎 7	内山 立哉 3	
田巻 理 7	石月 謙二 4	齋藤 敬信 3	石田 靖 4	飯塚 重美 6	小林 與司隆 3	
水野 一郎 7	小柳 大輔 4	外山 松一 1	中村 勝己 3	渡辺 義明 5	坂井 清一 2	
新飯田 英世 6	刈屋 明雄 4	松永 一義 1	小林 宅則 3	石月 良典 4	小出 祐一 2	
小林 一也 5	刈屋 哲 4		岡村 一則 3	長谷川 大 4	内山 哲男 2	
早川 精一 5	刈屋 康 4		原田 栄子 3	小林 敏男 3		
石田 大介 4	神田 衛 4		土田 俊平 2	田中 範之 3		
川崎 富士雄 4	八子 敏明 4		大竹 賢一 1	星野 里美 3		
笛木 幸雄 4	渡辺 定一 4			長谷川 健治 3		
小林 博信 3	西川 互 3			佐藤 貴行 2		
名古屋 孝徳 3	清水 一弥 3			鈴木 健夫 2		
中村 敏 3	鈴木 泰行 3			小林 鉄雄 2		
有本 哲 2	徳橋 宏誌 2					
神田 敬宏 2	堀江 浩一 1					
古寺 健太郎 2						
弥久保 博文 2						

(注) 1. 氏名の後に就任回数を記載しております。 2. 就任回数が10回を超えている場合は◎で示しております。

## 総代の属性別構成比 (令和5年7月現在)



## 組合員の意見を反映させる取組状況に関する事項

### ◎店舗別総代懇談会の開催

令和4年度は、以下の事項についてご説明させて頂きました。

- 令和5年3月期決算概要
- はばたき信用組合、新潟鉄道信用組合との合併の経緯並びに合併趣意書等に関連した、合併の基本事項
- 下田支店、北支店、今町支店の営業体制の見直し並びに営業時間の変更

開催日	店舗	出席者	
		総代	信用組合後職員
令和5年5月22日	本店	12名	6名
令和5年5月23日	下田支店	16名	6名
令和5年5月24日	中央支店・北支店	15名	6名
令和5年5月25日	南支店	13名	6名
令和5年5月29日	栄支店	12名	6名
令和5年5月30日	今町支店	5名	4名

### ◆総代からの主な意見・要望一例

- 本店**
- 合併後の総代会の運営や後援団体の活動はどのような形となるのか
  - 営業体制の見直しによりサテライト化した店舗はいずれ閉鎖となるのか
- 下田支店**
- 営業時間の変更(昼休みの導入)により、午前の営業時間終了間際に依頼した各種手続きは休憩を跨がず処理してもらえるのか
- 今町支店**
- サテライト化により、渉外係が不在となる店舗ではサービスが低下する懸念はないのか

経理・経営内容

貸借対照表

(単位：千円)

科目 (資産の部)	金額	
	令和3年度	令和4年度
現金	454,161	494,293
預け金	18,937,924	18,188,282
有価証券	11,822,161	11,114,305
国債	405,200	402,710
地方債	1,393,151	1,307,056
社債	6,025,130	5,861,300
株式	65,780	65,780
その他の証券	3,932,899	3,477,459
貸出金	20,498,107	20,373,572
割引手形	258,408	268,311
手形貸付	435,277	512,119
証書貸付	18,952,437	18,779,689
当座貸越	851,983	813,452
その他資産	273,089	252,782
未決済為替貸	4,952	3,727
全信組連出資金	161,600	161,600
未収収益	82,295	79,274
その他の資産	24,242	8,180
有形固定資産	497,909	486,913
建物	73,941	73,434
土地	396,500	396,500
リース資産	8,940	5,875
その他の有形固定資産	18,528	11,103
無形固定資産	6,750	6,750
ソフトウェア	0	0
その他の無形固定資産	6,750	6,750
繰延税金資産	24,193	32,863
債務保証見返	287	231
貸倒引当金	△ 237,774	△ 244,522
(うち個別貸倒引当金)	(△ 223,888)	△ 239,194
資産の部合計	52,276,812	50,705,474

科目 (負債の部)	金額	
	令和3年度	令和4年度
預金積金	49,766,905	49,156,480
当座預金	544,095	743,832
普通預金	22,374,076	22,923,623
貯蓄預金	20,035	27,887
通知預金	2,484	-
定期預金	24,567,686	23,439,850
定期積金	2,120,370	1,882,941
その他の預金	138,155	138,345
借入金	800,000	100,000
当座借越	800,000	100,000
その他負債	53,943	40,565
未決済為替借	6,142	7,344
未払費用	11,847	12,590
給付補填備金	468	388
未払法人税等	15,168	3,032
前受収益	7,340	7,139
払戻未済金	240	109
リース債務	8,940	5,875
その他の負債	3,795	4,084
賞与引当金	12,919	10,990
退職給付引当金	72,752	69,870
役員退職慰労引当金	19,021	22,211
睡眠預金払戻損失引当金	-	-
偶発損失引当金	11,228	13,253
繰延税金負債	-	-
債務保証	287	231
負債の部合計	50,737,058	49,413,603
(純資産の部)		
出資金	712,441	712,831
普通出資金	712,441	712,831
利益剰余金	798,525	798,990
利益準備金	455,000	458,000
その他利益剰余金	343,525	340,990
特別積立金	168,457	168,375
(建物圧縮積立金)	(1,457)	(1,375)
当期末処分剰余金	175,068	172,614
組合員勘定合計	1,510,966	1,511,821
その他有価証券評価差額金	28,786	△ 219,950
評価・換算差額等合計	28,786	△ 219,950
純資産の部合計	1,539,753	1,291,870
負債及び純資産の部合計	52,276,812	50,705,474

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法)を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 7年～40年 その他 4年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法を採用しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めた償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。  
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25条「退職給付に関する会計基準の適用指針(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。  
当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。  
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)  
年金資産の額 225,436百万円  
年金財政計算上の給付債務の額 221,592百万円  
差引額 3,843百万円
- 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(令和3年4月分～令和4年3月分) 0.319%
- 補足説明  
上記(1)の差引額の主たる要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高12,394百万円及び別途積立金16,238百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金4百万円を費用処理しております。  
なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることによって算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致いたしません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 顧客との契約から生じる収益の計上時期は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点としております。また顧客との契約から生じる収益の計上額は、財又はサービスと交換を受け取る見込まれる金額で算出しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。  
貸倒引当金 244百万円  
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計指針として6.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。  
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 会計方針の変更  
「時価の算定に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日、以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27.2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとした。これによって計算書類に与える影響はありませぬ。

次ページへ▶

(単位:百万円)

➔貸借対照表の注記 前ページより

14.金融商品の状況に関する事項

- (1)金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
なお、デリバティブ取引は行っていません。
(2)金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有してあります。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されてあります。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されてあります。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、預金全体に占める割合が僅かであるため、該当リスク回避手段は取っておりません。

- (3)金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当組合は、融資規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運用しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ②市場リスクの管理
(1)金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常務会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで理事会に報告しております。

- (ii)為替リスクの管理
当組合は、保有する外国証券のクーポン決定部分だけが為替リスクを抱えており、リスク量を月次ペースで理事会に報告しております。

- (iii)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、有価証券運用規程に従って行われております。
このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
総務部で保有している株式はすべて非上場で、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。
これらの情報は総務部を通じ、理事会及び常務会において定期的に報告されております。

- (iv)市場リスクに係る定量的情報
当組合は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、その他の証券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量を管理しております。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間3ヵ月、5年の観測期間で計測されるVaRを市場リスク量とし、令和5年3月31日現在で当組合の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で298百万円です。
ただし、VaRは統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

15.金融商品の時価等に関する事項
令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。(単位:百万円)

Table with 4 columns: 貸借対照表計上額, 時価, 差額. Rows include (1)預け金(\*1), (2)有価証券, (3)貸出金(\*1), (4)貸倒引当金(\*2), 金融資産計, (1)預金積金(\*1), (2)借入金, 金融負債計.

(\*)貸出金、預け金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」に記載しております。

(\*)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融資産の時価等の算定方法

金融資産
(1)預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券
債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、16.から19.に記載しております。

(3)貸出金
貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。
①6ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前額)の。
②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(OISレート)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債
(1)預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および時間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(OISレート)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2)借入金
借入金のうち当座借越については帳簿価額を時価としております。
(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

Table with 2 columns: 区分, 貸借対照表計上額. Rows include 非上場株式(\*1), 全信組連出資金(\*1), 合計.

(\*)非上場株式及び全信組連出資金については企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権の償還予定額

Table with 5 columns: 1年以内, 1年超5年以内, 5年超10年以内, 10年超. Rows include 預け金, 貸出金(\*), 合計.

(\*)貸出金のうち、破綻先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。
(注4)借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

Table with 5 columns: 1年以内, 1年超5年以内, 5年超10年以内, 10年超. Rows include 預金積金(\*1), 借入金(\*2), 合計.

(\*)1 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

(\*)2 借入金のうち、当座借越は「1年以内」に含めております。

- 16.有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
(2)満期保有目的に区分した債券はありません。
(3)子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。
(4)その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】
貸借対照表計上額 取得原価 差額

Table with 4 columns: 国債, 地方債, 社債, その他, 小計. Rows include 国債, 地方債, 社債, その他, 小計.

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】
貸借対照表計上額 取得原価 差額

Table with 4 columns: 地方債, 社債, その他, 小計. Rows include 地方債, 社債, その他, 小計.

(注)貸借対照表計上額は、当該事業年度における市場価格等に基づき時価により計上したものであります。

17.当中期に売却したその他有価証券は次のとおりであります。
売却価額 売却益 売却損

96百万円 1百万円 3百万円
18.保有目的を変更した有価証券はありません。

19.その他有価証券のうち満期があるもの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

Table with 4 columns: 1年以内, 1年超5年以内, 5年超10年以内, 10年超. Rows include 国債, 地方債, 社債, その他, 合計.

20.協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。

Table with 2 columns: 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額, 破産更生債権. Rows include 破産更生債権, 危険債権, 三月以上延滞債権, 貸出条件緩和債権, 合計額.

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に從った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21.手形割引により取得した商業手形の額面金額は、268百万円であります。

22.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資実行済残高は2,338百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,338百万円あります。

なお、これらの契約の多くは融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度の減額をすることができる旨の条件が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

23.有形固定資産の減価償却累計額 704百万円

24.理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 9百万円

25.繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

Table with 2 columns: 繰延税金資産, 繰延税金負債. Rows include 貸倒引当金損算入限度超過額, 退職給付引当金損算入限度超過額, 減価償却損算入限度超過額, 賞与引当金損算入限度超過額, 未払事業税, 一括償却資産損算入限度超過額, その他, 繰延税金資産小計, 評価性引当額, 繰延税金資産合計, 繰延税金負債, 固定資産圧縮積立額, 繰延税金負債合計, 繰延税金資産の純額.

26.担保に提供している資産は、次のとおりであります。
担保提供している資産 預け金 4,104百万円
(うち、為替決済保証金として2,100百万円、全国信用組合保障基金の積立金として204百万円を担保提供。)

有価証券 200百万円
担保資産に対応する債務は、次のとおりであります。
借入金 100百万円

27.出資1口当たりの純資産額は906円15銭です。

28.はばたき信用組合との合併に関する契約について
当組合は令和4年6月7日に令和5年11月20日を合併期日とする合併契約をはばたき信用組合と締結いたしました。合併契約は令和4年6月23日に開催された総代会において、承認決議を受けております。

## 経理・経営内容

### 損益計算書

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度
<b>経常収益</b>	<b>634,653</b>	<b>596,255</b>
資金運用収益	560,551	552,754
貸出金利息	411,280	401,426
預け金利息	23,842	26,131
有価証券利息配当金	115,286	113,734
その他の受入利息	10,142	11,462
役員取引等収益	37,094	37,690
受入為替手数料	18,269	17,338
その他の役員収益	18,825	20,352
その他業務収益	36,949	5,758
国債等債券売却益	34,137	-
国債等債券償還益	-	2
その他の業務収益	2,812	5,755
その他経常収益	58	51
償却債権取立益	2	10
その他の経常収益	56	41
<b>経常費用</b>	<b>601,045</b>	<b>570,433</b>
資金調達費用	2,755	3,069
預金利息	3,386	3,278
給付補填備金繰入額	134	81
借入金利息	△ 765	△ 291
役員取引等費用	54,067	53,638
支払為替手数料	7,929	6,330
その他の役員費用	46,137	47,307
その他業務費用	36	4,015
国債等債券売却損	-	3,872
国債等債券償還損	-	79
国債等債券償却	-	-
その他の業務費用	36	64
経費	509,246	495,090
人件費	310,225	300,877
物件費	193,313	188,683
税金	5,708	5,529
その他経常費用	34,940	14,619
貸倒引当金繰入額	25,610	10,748
その他の経常費用	9,330	3,871
<b>経常利益</b>	<b>33,607</b>	<b>25,821</b>
特別利益	-	-
特別損失	0	0
固定資産処分損	0	0
<b>税引前当期純利益</b>	<b>33,607</b>	<b>25,821</b>
法人税、住民税及び事業税	22,148	8,779
法人税等調整額	△ 1,565	2,336
法人税等合計	20,582	11,115
<b>当期純利益</b>	<b>13,025</b>	<b>14,706</b>
繰越金(当期首残高)	161,956	157,826
建物圧縮積立金取崩額	86	81
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>175,068</b>	<b>172,614</b>

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当りの当期純利益 10円31銭

### 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>175,068</b>	<b>172,614</b>
積立金取崩額	-	-
<b>剰余金処分額</b>	<b>17,242</b>	<b>9,109</b>
利益準備金	3,000	2,000
普通出資に対する配当金	14,242	7,109
	(年2%の割合)	(年1%の割合)
<b>繰越金(当期末残高)</b>	<b>157,826</b>	<b>163,504</b>

### 業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度
資金運用収益	560,551	552,754
資金調達費用	2,755	3,069
資金運用収支	557,795	549,685
役員取引等収益	37,094	37,690
役員取引等費用	54,067	53,638
役員取引等収支	△ 16,972	△ 15,947
その他業務収益	36,949	5,758
その他業務費用	36	4,015
その他業務収支	36,913	1,742
業務粗利益	577,736	535,480
業務粗利益率	1.10%	1.03%
業務純益	84,094	52,137
実質業務純益	71,679	43,580
コア業務純益	37,542	47,529
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	37,542	47,529

(注) 1. 業務粗利益率 =  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均高}} \times 100$

2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

### 経費の内訳

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度
人件費	310,225	300,877
報酬給料手当	249,830	236,324
退職給付費用	19,377	24,471
その他	41,017	40,081
物件費	193,313	188,683
事務費	116,344	118,740
固定資産費	30,048	32,812
事業費	7,909	10,784
人事厚生費	3,764	3,416
有形固定資産償却	20,643	15,621
無形固定資産償却	-	-
その他	14,610	7,309
税金	5,708	5,529
<b>経費合計</b>	<b>509,246</b>	<b>495,090</b>

### 役員取引の状況

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度
役員取引等収益	37,094	37,690
受入為替手数料	18,269	17,338
その他の受入手数料	18,808	20,322
その他の役員取引等収益	16	29
役員取引等費用	54,067	53,638
支払為替手数料	7,929	6,330
その他の支払手数料	520	528
その他の役員取引等費用	45,617	46,779

### 受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度
受取利息の増減	△ 42,511	△ 7,796
支払利息の増減	△ 615	313

## はばたき信用組合、新潟鉄道信用組合との合併について

当組合は、はばたき信用組合及び新潟鉄道信用組合と、令和5年6月2日付にて「合併契約書」並びに「合併契約書附帯覚書」を締結いたしました。

その後、令和5年6月23日に開催されました3組合の総代会において、本合併は承認されました。

### ○合併合意に至った経緯

3組合は創立以来、それぞれの営業基盤において、信用組合の理念である相互扶助の精神に基づき、地域及び職域の中小企業、小規模事業者及び個人の皆様方への円滑な資金供給、金融サービスの提供に真摯に取り組み、地元経済の発展に努め、貢献してまいりました。

しかしながら、地域経済を取巻く経営環境は、新型コロナウイルス禍に加え、昨今の国際情勢の変化に伴うエネルギー価格の急上昇や米国における金融政策の転換等を踏まえると、今後も厳しい状況が続くものと考えられます。さらに、日本社会の基調ともいえる少子高齢化と人口減少が着実に進行するなか、中小企業や小規模事業者の事業環境は、ますます不透明な状況となっております。

このような経営環境下において、多様化・高度化するお客さまの要望に的確にお応えし、より一層地域のお客さまに信頼され真に地域に必要とされる金融機関となるためには、3組合が合併することで、強固な経営基盤を構築すると共に、これまでそれぞれの信用組合が培ってきたノウハウや強みを活かしていくことが最善の方策であるとの認識で一致しました。

### ○合併契約の概要

合併は、対等の立場において相互尊重の精神に基づき行いますが、手続きその他の関係上、法的には以下の形式をとるものです。

- |              |  |
|--------------|--|
| 1. 合併期日      | 令和5年11月20日とする。   |
| 2. 合併の方法     | 合併は対等合併とし、合併の手続き上「はばたき信用組合」を存続信用組合とする。   |
| 3. 合併後の名称    | 存続組合である「はばたき信用組合」とする。  |
| 4. 出資金       | 出資1口の金額は500円とし、三條信用組合及び新潟鉄道信用組合の組合員の出資1口をもって、はばたき信用組合の出資1口を充てるものとする。   |
| 5. 合併後の本店・本部 | 現はばたき信用組合本店・本部に設置する。   |
| 6. 営業地区      | 合併後の営業地区は、次のとおりとする。<br>(1) 三条市、見附市、燕市、加茂市、南蒲原郡田上町、長岡市（旧栃尾市及び旧南蒲原郡中之島町）、新潟市、阿賀野市、五泉市、新発田市（旧豊浦町）、北蒲原郡聖籠町、東蒲原郡阿賀町<br>(2) 新潟県一円（(1)の区域を除く）、山形県のうち酒田市（旧酒田市）、鶴岡市（旧鶴岡市及び旧西田川郡温海町）、東田川郡庄内町（旧東田川郡余目町） |
| 7. 役員        | 合併後の役員の定数は理事8人以上15人以内、監事3人以上4人以内とする。   |
| 8. 総代        | 合併後の総代の定数は100人以上140人以内とする。ただし、はばたき信用組合の最初の総代改選期までは、総代の定数を300人以上360人以内とし、3組合の合併時の全総代とする。  |
| 9. 合併の効力     | 関東財務局長の合併認可を条件とする。   |



## はばたき信用組合、新潟鉄道信用組合との合併について

### ○合併組合の概要 (計数は令和5年3月末現在)

三條信用組合	はばたき信用組合	新潟鉄道信用組合
理事長 佐藤 一正	理事長 宇野 勝雄	理事長 小林 義孝
本店 三条市興野3-11-12	本店 新潟市江南区旭2-1-2	本店 新潟市中央区弁天3-1-3
設立日 昭和27年8月29日	設立日 昭和28年9月14日	設立日 昭和41年5月21日
預金残高 49,156百万円	預金残高 107,535百万円	預金残高 6,307百万円
貸出金残高 20,373百万円	貸出金残高 65,934百万円	貸出金残高 1,863百万円
普通出資金 712百万円	普通出資金 1,345百万円	普通出資金 170百万円
優先出資金 -百万円	優先出資金 1,490百万円	優先出資金 -百万円
組合員 12,374名	組合員 34,260名	組合員 3,900名
店舗数 7店舗	店舗数 11店舗	店舗数 1店舗
常勤役員数 54名	常勤役員数 106名	常勤役員数 8名
営業地域 三条市、見附市、燕市、加茂市、長岡市 (旧栃尾市及び旧南蒲原郡中之島町)	営業地域 新潟市(江南区・中央区・東区・西区・北区・秋葉区)、阿賀野市、五泉市、新発田市(旧豊浦町)、北蒲原郡聖籠町、東蒲原郡阿賀町	営業地域 新潟県一円、山形県のうち酒田市(旧酒田市)、鶴岡市(旧鶴岡市及び旧西田川郡温海町)、東田川郡庄内町(旧東田川郡余目町)

### 合併後の組合の規模 (計数は令和5年3月末現在の3組合の合計)

新組合名	はばたき信用組合		
本店	新潟市江南区旭2丁目1番2号		
設立日	昭和28年9月14日		
規模	預金残高 162,999百万円	貸出金残高 88,171百万円	
	普通出資金 2,229百万円	優先出資金 1,490百万円	
	組合員 50,049名	常勤役員数 163名	
	店舗数 19店舗		
営業地域	(1) 新潟市、阿賀野市、五泉市、新発田市(旧豊浦町)、東蒲原郡阿賀町、北蒲原郡聖籠町、三条市、見附市、燕市、加茂市、南蒲原郡田上町、長岡市(旧栃尾市及び旧南蒲原郡中之島町)		
	(2) 新潟県一円((1)の区域を除く)、山形県のうち酒田市(旧酒田市)、鶴岡市(旧鶴岡市及び旧西田川郡温海町)、東田川郡庄内町(旧東田川郡余目町)		

## 経理・経営内容

### 主要な経営指標の推移

(単位：千円)

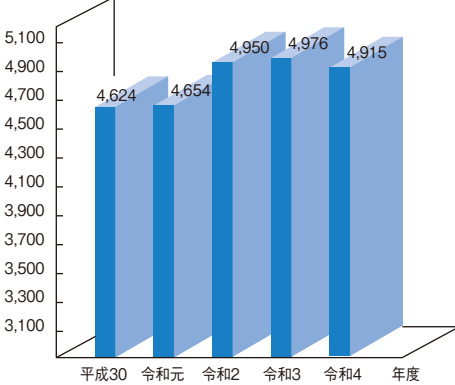
区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	678,933	638,110	715,029	634,653	596,255
経常利益	51,261	39,208	47,454	33,607	25,821
当期純利益	29,359	23,875	40,146	13,025	14,706
預金積金残高	46,243,087	46,548,307	49,503,165	49,766,905	49,156,480
貸出金残高	18,898,687	19,911,460	20,787,768	20,498,107	20,373,572
有価証券残高	10,762,030	12,275,271	12,780,552	11,822,161	11,114,305
総資産額	48,066,213	48,360,291	52,091,950	52,276,812	50,705,474
純資産額	1,613,503	1,540,458	1,622,627	1,539,753	1,291,870
自己資本比率(単体)	7.28 %	7.21 %	7.31 %	7.29 %	7.40 %
出資総額	712,855	712,751	712,446	712,441	712,831
出資総口数	1,425,710 口	1,425,503 口	1,424,893 口	1,424,882 口	1,425,663 口
出資に対する配当金	14,244	14,255	14,248	14,242	7,109
職員数	57 人	54 人	55 人	58 人	48 人

(注)1.残高計数は期末日現在のものです。

2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

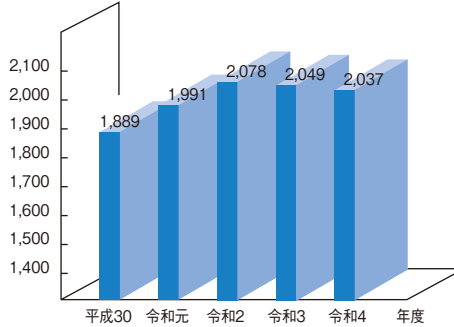
#### ●預金積金残高の推移

(単位：千万円)



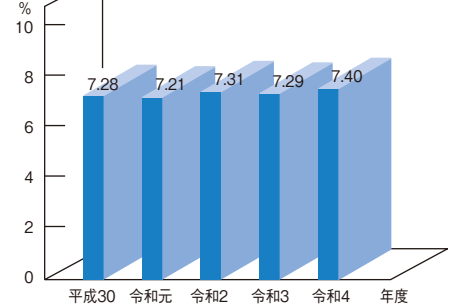
#### ●貸出金残高の推移

(単位：千万円)



#### ●自己資本比率の推移

※4%以上が基準です。



### 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り	
資 金 運 用 勘 定	3年度	52,336 百万円	560,551 千円	1.07%	
	4年度	51,734	552,754	1.06	
	う ち 貸 出 金	3年度	20,774	411,280	1.97
		4年度	20,227	401,426	1.98
	う ち 預 け 金	3年度	18,830	23,842	0.12
		4年度	19,911	26,131	0.13
資 金 調 達 勘 定	3年度	12,569	115,286	0.91	
	4年度	11,433	113,734	0.99	
	う ち 有 価 証 券	3年度	51,629	2,755	0.00
		4年度	51,207	3,069	0.00
	う ち 預 金 積 金	3年度	50,829	3,520	0.00
		4年度	50,816	3,360	0.00
う ち 譲 渡 性 預 金	3年度	-	-	-	
	4年度	-	-	-	
	う ち 借 用 金	3年度	800	△ 765	△0.09
		4年度	391	△ 291	△0.07

(注)資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和3年度35百万円、令和4年度41百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

### オフバランス取引の状況

(単位：千円)

該当事項はございません

### 総資産利益率

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.06	0.04
総資産当期純利益率	0.02	0.02

(注)総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

### 総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和4年度
資金運用利回(a)	1.07	1.07
資金調達原価率(b)	0.98	0.96
総資金利鞘(a-b)	0.09	0.11

### 有価証券の時価等情報

該当事項はございません

### 先物取引の時価情報

(単位：百万円)

該当事項はございません

### 売買目的有価証券

該当事項はございません

## 経理・経営内容

### 市場価格のない株式等及び組出資金 (単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	-	-
関連法人等株式	-	-
非上場株式	65	65
全信組連出資金	161	161
合計	227	227

(注) 1. 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。  
2. 全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

### 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項はございません

### 満期保有目的の債券 (単位：百万円)

	種類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

### その他有価証券 (単位：百万円)

	種類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	4,725	4,675	49	2,214	2,199	14
	国債	405	400	5	402	400	2
	地方債	1,393	1,374	18	302	299	2
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	2,926	2,901	25	1,509	1,499	9
	その他	2,211	2,157	54	298	290	7
小計	6,936	6,832	104	2,512	2,490	21	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	3,098	3,123	△24	5,356	5,455	△99
	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	1,004	1,031	△27
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	3,098	3,123	△24	4,351	4,423	△71
	その他	1,720	1,761	△40	3,179	3,322	△142
小計	4,819	4,884	△64	8,535	8,777	△241	
合計	11,756	11,716	39	11,048	11,268	△219	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

## 金銭の信託

### 運用目的の金銭の信託 (単位：百万円)

該当事項はございません

### 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はございません

### その他の金銭の信託

該当事項はございません

### 預貸率及び預証率 (単位：%)

区分	令和3年度	令和4年度	
預貸率	(期末)	41.18	41.44
	(期中平均)	40.87	39.80
預証率	(期末)	23.75	22.61
	(期中平均)	24.72	22.50

(注) 1. 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$  2. 預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

### その他業務収益の内訳 (単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	34	-
国債等債券償還益	-	0
金融派生商品収益	-	-
その他の業務収益	2	5
その他業務収益合計	36	5

### 1店舗当りの預金及び貸出金残高 (単位：百万円)

区分	令和3年度末	令和4年度末
1店舗当りの預金残高	7,109	7,022
1店舗当りの貸出金残高	2,928	2,910

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

### 職員1人当りの預金及び貸出金残高 (単位：百万円)

区分	令和3年度末	令和4年度末
職員1人当りの預金残高	777	910
職員1人当りの貸出金残高	320	377

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

## 資金調達

### 預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	23,810	46.8	24,685	48.6
定期性預金	27,019	53.2	26,130	51.4
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-
合 計	50,829	100.0	50,816	100.0

### 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

項 目	令和3年度末	令和4年度末
財形貯蓄残高	7	5

### 預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度末		令和4年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	42,986	86.4	42,090	85.6
法人	6,780	13.6	7,065	14.4
一般法人	6,752	13.6	7,007	14.3
金融機関	-	-	-	-
公 金	27	0.1	58	0.1
合 計	49,766	100.0	49,156	100.0

### 定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
固定金利定期預金	24,309	23,204
変動金利定期預金	0	0
その他の定期預金	257	234
合 計	24,567	23,439

## 資金運用

### 貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	265	1.3	250	1.2
手形貸付	435	2.1	466	2.3
証書貸付	19,185	92.3	18,646	92.2
当座貸越	888	4.3	864	4.3
合 計	20,774	100.0	20,227	100.0

### 有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	493	3.9	400	3.5
地 方 債	1,492	11.9	1,350	11.8
社 債	6,717	53.4	5,937	51.9
株 式	65	0.5	65	0.6
外国証券	2,950	23.5	2,682	23.5
その他の証券	849	6.8	997	8.7
合 計	12,569	100.0	11,433	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

### 貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種 別	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	2,596	12.7	2,537	12.5
農 業、林 業	66	0.3	65	0.3
漁 業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建 設 業	1,889	9.2	1,917	9.4
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	-
情報通信業	2	0.0	28	0.1
運輸業、郵便業	235	1.2	237	1.2
卸売業、小売業	1,488	7.3	1,321	6.5
金融業、保険業	20	0.1	19	0.1
不動産業	1,320	6.4	1,361	6.7
物品賃貸業	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	434	2.1	408	2.0
宿泊業	281	1.4	272	1.4
飲食業	677	3.3	656	3.2
生活関連サービス業、娯楽業	135	0.7	184	0.9
教育、学習支援業	-	-	3	0.0
医療、福祉	47	0.2	45	0.2
その他のサービス	558	2.7	595	2.9
その他の産業	2	0.0	300	1.5
小 計	9,757	47.6	9,956	48.9
国・地方公共団体等	2,814	13.7	2,550	12.5
個人(住宅・消費・納税資金等)	7,926	38.7	7,866	38.6
合 計	20,498	100.0	20,373	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### 有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め ないもの
		国 債	令和3年度末	-	405	-
	令和4年度末	301	100	-	-	-
地 方 債	令和3年度末	-	303	-	1,089	-
	令和4年度末	-	302	-	1,004	-
社 債	令和3年度末	100	2,013	997	2,914	-
	令和4年度末	100	2,302	980	2,477	-
株 式	令和3年度末	-	-	-	-	65
	令和4年度末	-	-	-	-	65
外国証券	令和3年度末	200	2,205	507	-	-
	令和4年度末	799	1,481	294	-	-
その他の証券	令和3年度末	-	-	-	-	1,019
	令和4年度末	-	-	-	-	902
合 計	令和3年度末	300	4,927	1,504	4,003	1,084
	令和4年度末	1,201	4,187	1,274	3,482	967

### 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額	
当組合預金積金	令和3年度末	288	1.4	-
	令和4年度末	320	1.6	-
有 価 証 券	令和3年度末	-	-	-
	令和4年度末	-	-	-
動 産	令和3年度末	-	-	-
	令和4年度末	-	-	-
不 動 産	令和3年度末	8,724	42.6	-
	令和4年度末	8,476	41.6	-
そ の 他	令和3年度末	-	-	-
	令和4年度末	-	-	-
小 計	令和3年度末	9,012	44.0	-
	令和4年度末	8,797	43.2	-
信用保証協会・信用保険	令和3年度末	3,895	19.0	-
	令和4年度末	3,818	18.7	-
保 証	令和3年度末	3,786	18.5	-
	令和4年度末	4,311	21.2	-
信 用	令和3年度末	3,803	18.6	-
	令和4年度末	3,446	16.9	-
合 計	令和3年度末	20,498	100.0	-
	令和4年度末	20,373	100.0	-

## 資金運用

### 貸出金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
固定金利貸出	10,427	10,209
変動金利貸出	10,070	10,163
合 計	20,498	20,373

### 貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	-	-

### 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	2,324	31.7	2,269	32.4
住宅ローン	5,000	68.3	4,741	67.6
合 計	7,324	100.0	7,010	100.0

### 貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

項 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度	26	13	-	26
	令和4年度	13	5	-	13
個別貸倒引当金	令和3年度	187	38	1	-
	令和4年度	223	19	4	0
合 計	令和3年度	213	51	1	26
	令和4年度	237	25	4	14

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っていません。

### 貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	12,132	59.2	11,491	56.4
設備資金	8,365	40.8	8,882	43.6
合 計	20,498	100.0	20,373	100.0

### 協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分	残高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	496	379	117	100.0	100.0
	令和4年度	515	394	121	100.0	100.0
危険債権	令和3年度	1,131	725	106	73.5	26.2
	令和4年度	1,111	698	117	73.4	28.5
要管理債権	令和3年度	74	16	0	21.9	0.5
	令和4年度	73	15	0	21.3	0.1
三月以上延滞債権	令和3年度	-	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和3年度	74	16	0	21.9	0.5
	令和4年度	73	15	0	21.3	0.1
小 計	令和3年度	1,703	1,121	224	79.0	38.5
	令和4年度	1,700	1,108	239	79.2	40.4
正 常 債 権	令和3年度	18,812				
	令和4年度	18,689				
合 計	令和3年度	20,515				
	令和4年度	20,390				
不良債権比率	令和3年度	8.30				
	令和4年度	8.34				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
7. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私券(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。
10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

# 経営内容

## 法令遵守の体制

当組合は、法令等遵守を経営上の重要課題の一つであると位置付け、法令等遵守基本方針の下、法令等遵守体制の構築、推進に取り組んでいます。本部および営業店にコンプライアンス責任者、コンプライアンス担当者を配置し、各職場の指導・啓蒙に努めるとともに、コンプライアンスの遵守状況の把握、点検、改善に取り組んでいます。また、コンプライアンスの実施状況、達成状況を定期的に理事会に報告し、体制の強化を図っております。

コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスの推進状況を一元的に把握し、コンプライアンスの推進を図り、全役員に配布したコンプライアンス・マニュアル、プログラムを会議・研修において参照することによって、コンプライアンスに対する理解を深めております。

### ■法令等遵守基本方針

- ①当組合は、金融機関としての社会的責任と公共使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客さま及び社会からの信頼・信用を確保する。
- ②当組合は、法令等の遵守を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図る。
- ③当組合は、その事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図る。
- ④当組合は、職員の人格、個性を尊重するとともに、安全且つ快適な環境を確保する。
- ⑤当組合は、社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き企業市民」として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組む。
- ⑥当組合は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。

## 顧客保護管理体制

当組合は、顧客保護等管理方針の下、法令等を遵守し、誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合が直接又は間接的に提供する金融取引・金融サービスを利用し又は利用しようとするお客さまの正当な利益の確保およびその利便性の向上を図り、顧客保護等の管理の適正性を確保するため顧客保護等管理体制、利益相反管理体制の構築・推進を図ってまいります。

### ■顧客保護等管理基本方針

- ①当組合は、法令等を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合が直接又は間接的に提供する金融取引・金融サービスを利用し又は利用しようとするお客さまの正当な利益の確保およびその利便性の向上を図り、以ってお客さまからの信頼を確保するために継続的に取り組みます。
- ②当組合は、法令等を遵守して、お客さまへの説明を要するすべてのお取引について、お客さまとのこれまでのお取引の経緯やお客さまの知識、経験、財産の状況等に応じた適切な商品説明と情報提供を行います。
- ③当組合は、お客さまからの当組合とお取引に関するご相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客さまの正当な利益を公正に確保するとともに、お客さまのご要望に沿えない場合は、その理由等について具体的かつ丁寧に説明し、お客さまのご理解が得られるよう努めます。
- ④当組合は、お客さまの情報を適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客さまにお示しした利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。
- ⑤当組合は、お客さまの情報の正確性の維持に努め、お客さまの情報への不正アクセスや情報の流失等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。
- ⑥当組合は、その業務を第三者に外部委託する場合において、お客さまの情報及びお客さまへの対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。

## 反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

- ①組織としての対応  
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題の解決に努めます。
- ②外部専門機関との連携  
当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- ③取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断  
当組合は、信用組合の社会的責任を強く意識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求には応じません。
- ④有事における民事と刑事の法的対応  
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
- ⑤資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止  
当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

## 報酬体系について

### ■対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

### (1) 報酬体系の概要

#### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

#### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

### (2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払総額	総代会で定められた報酬限度額
理事	30	35
監事	6	8
合計	37	43

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「付属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 対象役員に該当する理事は7名、監事は3名です。

### (3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

### ■対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者になります。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任、退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」、「賞与金規定」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることによって動機づけられた報酬とならないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

## 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

### ■苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある店舗または下記の「業務部お客さま相談室」をご利用ください。

【窓 口：三條信用組合業務部お客さま相談室】

電話番号：0256-35-7311

受付時間：午前9時～午後5時(土日・祝日および金融機関の休日を除く)

また、苦情等のお申し出は当信用組合のほか、下記の「しんくみ相談所」でも受け付けています。詳しくは、当組合「業務部お客さま相談室」へご相談ください。相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客さまの理解を得たうえで、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

【窓 口：一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

電話番号：03-3567-2456

受付時間：午前9時～午後5時(祝日および協会の休日を除く)

また、保険に関するお問い合わせは、お取引のある店舗または下記の「生命保険相談所」等もご利用ください。

【一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所】

電話番号：03-3286-2648

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぼADRセンター】

電話番号：0570-022808

### ■紛争解決措置

新潟県弁護士会示談あっせんセンター、及び東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合「業務部お客さま相談室」、及び「一般社団法人全国信用組合中央協会しんくみ相談所」、「新潟県信用組合協会」へお申し出ください。

【新潟県弁護士会示談あっせんセンター】

電話番号：025-222-5533

受付時間：午前9時～午後5時(平日)

【東京弁護士会紛争解決センター】

電話番号：03-3581-0031

受付時間：午前9時30分～午前12時、午後1時～午後3時

(土日・祝日および年末年始は除く)

【第一東京弁護士会仲裁センター】

電話番号：03-3595-8588

受付時間：午前10時～午前12時、午後1時～午後4時

(土日・祝日および年末年始は除く)

【第二東京弁護士会仲裁センター】

電話番号：03-3581-2249

受付時間：午前9時30分～午前12時、午後1時～午後5時

(土日・祝日および年末年始は除く)

\*なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

【新潟県信用組合協会】

電話番号：025-247-7433

受付時間：午前9時～午後6時(平日)

# 経営内容

## リスク管理体制

### 一定性の事項

- 自己資本調達手段の概要
- 信用リスクに関する事項
- 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- オペレーショナル・リスクに関する事項
- 協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 金利リスクに関する事項

### 自己資本調達手段の概要

発行主体	三條信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	712百万円
償還期限	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—

(注) 当組合の自己資本は、出資金、利益剰余金等により構成されております。

### 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

令和4年度の自己資本比率につきまして、自己資本額は前期比横這いで推移。リスクアセット等計は有価証券残高の減少が主因となり、前期比318百万円減少した結果、自己資本比率は前期から0.11ポイント上昇し、7.40%となりました。当組合は国内基準の4%を上回っており、経営の健全性、安全性を保っておりますが、決して十分とは考えず、今後もより一層自己資本額の充実を目指してまいります。

### 信用リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、当組合が損失を受けるリスクをいいます。
管理体制	当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであると認識し、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した融資規定に則り、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。
評価・計測	信用リスクの評価については、当組合では信用格付制度を導入し、信用組合業界で構築したSKC信用格付システムを用いて、信用リスクの計量化を図っております。
●貸倒引当金の計算基準	貸倒引当金は、「資産自己査定実施規程」、「資産簡易査定基準」及び「資産償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分毎に計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。
●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	内国法人(2社) 株式会社格付投資情報センター(R&I) 株式会社日本格付研究所(JCR) 外国法人(2社) ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(Moody's) スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービシズ(S&P)
●エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	有価証券以外の法人向けエクスポージャー(中小企業等向けエクスポージャーを除く)は殆どが無格付であることから100%のリスク・ウェイトを適用しています。
●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。ただ、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解を頂いた上でご契約を頂く等、適切な取扱いに努めております。
●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	該当事項なし

### 証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

### オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	当組合では、オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生じることから当組合に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。
管理体制	当組合は、オペレーショナルリスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定めております。
評価・計測	リスク管理の評価は監査室の臨店検査で行い、リスクの計測は基礎的手法を採用しております。
●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	当組合は基礎的手法を採用しております。

### 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	当組合が保有するものでは全信組連出資金、商工中金株式が該当します。その他、子会社・関連会社、ベンチャーファンドへの出資金などから生ずる損失リスクをいいますが、当組合は保有しておりません。
管理体制	全信組連出資金、商工中金株式は売却等を行う目的のものではないので、決算期毎の財務諸表によって管理・確認しております。
評価・計測	

### 金利リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響をいい、金利変動により損失を被るリスクと定義しています。
管理体制	具体的には、常務会が金利リスク管理に関する重要事項を決定し、総務部が「リスク管理要領」に則り金利リスクのモニタリング・分析を行い、定期的に常務会及び理事会に報告しております。
評価・計測	当組合は、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステムを用いて金利リスクを計測し、常務会において評価を行っております。
●内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要	当組合は、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステムを用いて、IRRBBにおける $\Delta$ EVEを四半期毎に計測しております。 $\Delta$ EVEにおけるコア預金の取り扱い、流動性預金に占めるコア預金の割合が約50%、コア預金に割り当てられた金利改定の平均満期が2.5年です。また、内部モデルは使用しておりません。内部管理上は100BPV、200BPVを月次で計測し、前記の $\Delta$ EVEと併せて管理しております。

### 銀行勘定の金利リスク(IRRBB)

項番		(単位:百万円)			
		$\Delta$ EVE(経済価値の変動)		$\Delta$ NII(期間収益の変動)	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
1	上方パラレルシフト	1,307	1,027	-	-
2	下方パラレルシフト	-	-	48	64
3	スティープ化	1,115	899	-	-
4	フラット化	-	-	-	-
5	短期金利上昇	-	-	-	-
6	短期金利低下	-	-	-	-
7	最大値	1,307	1,027	48	64
		令和3年度	令和4年度		
8	自己資本の額	1,505	1,505		

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。  
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正により、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。また、令和2年3月から $\Delta$ NIIを開示しております。

## 経理・経営内容

### 自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	1,496	1,504
うち、出資金及び資本剰余金の額	712	712
うち、利益剰余金の額	798	798
うち、外部流出予定額 (△)	14	7
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	14	5
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	14	5
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,510	1,510
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	4	4
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4	4
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	4	4
<b>自己資本</b>		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	1,505	1,505
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	19,586	19,260
資産 (オン・バランス) 項目	19,586	19,260
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	-	-
うち、繰延税金資産	-	-
うち、前払年金費用	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オフ・バランス等取引項目	0	0
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,051	1,059
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	20,638	20,319
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	7.29%	7.40%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。



# 経営内容

## 資料編

### リスク管理体制

#### 一定量の事項

- ・自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の充実の状況P.16をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する事項
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額…該当事項なし
- ・金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額…P.15をご参照ください

#### 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	19,586	783	19,260	770
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	19,586	783	19,260	770
(i) ソブリン向け	411	16	460	18
(ii) 金融機関向け	4,717	188	4,526	181
(iii) 法人等向け	7,032	281	6,935	277
(iv) 中小企業等・個人向け	4,129	165	3,766	150
(v) 抵当権付住宅ローン	896	35	899	35
(vi) 不動産取得等事業向け	-	-	-	-
(vii) 三月以上延滞等	42	1	62	2
(viii) 出資等	-	-	-	-
出資等のエクスポージャー	-	-	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
(xi) その他	2,355	94	2,608	104
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	1,051	42	1,059	42
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	20,638	825	20,319	812

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)~(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、その他の資産が含まれます。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉  

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

## 経営内容

### 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

#### 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
		貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・ バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度		
地域区分	業種区分										
国	内	48,503	47,462	20,435	20,279	7,798	7,655	-	-	64	94
国	外	2,919	2,615	-	-	2,919	2,615	-	-	-	-
<b>地 域 別 合 計</b>		<b>52,421</b>	<b>51,075</b>	<b>20,435</b>	<b>20,279</b>	<b>10,718</b>	<b>10,270</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>64</b>	<b>94</b>
製 造 業		4,842	4,629	2,733	2,621	2,108	2,008	-	-	0	28
農 業		87	84	87	84	-	-	-	-	-	-
林 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業		2,481	2,490	2,180	2,189	300	300	-	-	0	-
電気、ガス、熱供給、水道業		299	199	-	-	299	199	-	-	-	-
情報通信業		102	128	2	28	100	100	-	-	-	-
運輸業、郵便業		590	593	288	292	301	301	-	-	-	-
卸売業、小売業		2,079	1,911	1,577	1,409	501	501	-	-	11	3
金融業、保険業		22,877	21,922	20	19	3,919	3,715	-	-	-	-
不動産業		2,204	2,292	1,392	1,480	812	812	-	-	1	1
物品賃貸業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業		662	634	562	534	100	100	-	-	-	-
宿泊業		281	272	281	272	-	-	-	-	-	-
飲食業		721	693	721	693	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業		275	337	275	337	-	-	-	-	-	6
教育、学習支援業		-	3	-	3	-	-	-	-	-	-
医療、福祉		47	45	47	45	-	-	-	-	-	-
その他のサービス		689	679	689	679	-	-	-	-	42	36
その他の産業		2	300	2	300	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等		5,088	4,781	2,814	2,550	2,273	2,231	-	-	-	-
個人		6,757	6,736	6,757	6,736	-	-	-	-	8	18
その他		2,330	2,336	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>業 種 別 合 計</b>		<b>52,421</b>	<b>51,075</b>	<b>20,435</b>	<b>20,279</b>	<b>10,718</b>	<b>10,270</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>64</b>	<b>94</b>
1 年 以 下		22,589	23,062	4,051	4,561	300	1,013	-	-		
1 年 超 3 年 以 下		7,753	7,500	4,352	4,099	2,900	2,900	-	-		
3 年 超 5 年 以 下		5,336	4,749	3,329	3,249	2,006	1,499	-	-		
5 年 超 7 年 以 下		3,535	3,323	2,620	2,819	914	503	-	-		
7 年 超 10 年 以 下		3,594	3,066	2,812	2,196	781	869	-	-		
10 年 超		7,284	7,037	3,268	3,352	3,815	3,484	-	-		
期間の定めのないもの		163	162	1	0	-	-	-	-		
その他		2,169	2,175	-	-	-	-	-	-		
<b>残 存 期 間 別 合 計</b>		<b>52,421</b>	<b>51,075</b>	<b>20,435</b>	<b>20,279</b>	<b>10,718</b>	<b>10,270</b>	<b>-</b>	<b>-</b>		

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、貸出金未収利息、固定資産などが含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

#### 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、P.13の「一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」及びP.19の「業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等」には当該引当金の金額は含めておりません。

## 経営内容

### 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

業 種 別	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		令和3年度	令和4年度
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度		
製 造 業	8	9	0	6	-	-	9	15	-	-
農 業、林 業	-	-	-	0	-	-	-	0	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	6	1	-	2	4	-	1	4	-	-
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	119	160	41	-	-	67	160	92	-	-
金 融 業、保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	0	0	-	0	0	-	0	0	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	-	0	0	-	0	0	-	-
宿 泊 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	4	4	0	58	-	-	4	62	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	33	33	-	11	0	-	33	44	-	-
そ の 他 の 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	14	14	-	3	0	-	14	18	-	-
合 計	187	223	41	83	5	67	223	239	-	-

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	5,143	-	4,876
10%	-	4,028	-	3,930
20%	799	22,481	799	21,823
35%	-	2,562	-	2,571
50%	3,625	-	3,624	-
75%	-	5,950	-	5,450
100%	500	7,288	400	7,559
150%	-	-	-	-
250%	-	41	-	39
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	4,924	47,497	4,823	46,251

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
4. 「その他」とは、リスク・ウェイト区分が困難なエクスポージャーです。具体的には、個別貸倒引当金や投資信託等が含まれます。

# 経営内容

## 信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	444	470	-	-	-	-

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社企業再生支援機構により保証されたエクスポージャー)を含みません。

### 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項はございません

### 証券化エクスポージャーに関する事項

#### オリジネーターの場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当事項はございません

#### 投資家の場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当事項はございません

## 出資等エクスポージャーに関する事項

### 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
非 上 場 株 式 等	227	-	227	-
合 計	227	-	227	-

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。上記の出資等エクスポージャーの主な内訳は、全信組連出資金161百万円、商工中金株式63百万円であり、売却等を行う目的のものではなく、時価はありません。

### 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
売却益	-	-
売却損	-	-
償 却	-	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

### 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	39	△ 219

(注) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額とは、その他有価証券の評価損益です。

### 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項はございません

### リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

## 国際業務

### 外国為替取扱高

該当事項はございません

### 外貨建資産残高

該当事項はございません

## 証券業務

### 公共債引受額

該当事項はございません

### 公共債窓販実績

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
国債・その他公共債	-	3

(注) 地方債、政府保証債は取り扱っておりません。

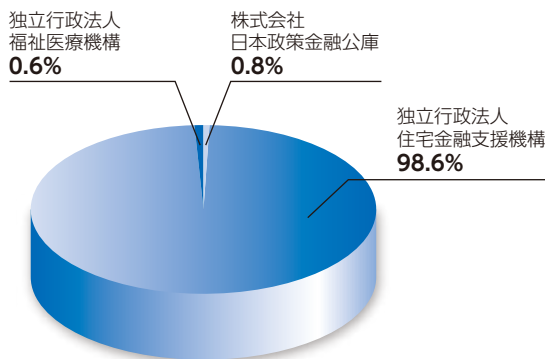
## その他業務

### 代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
全国信用協同組合連合会	-	-
株式会社商工組合中央金庫	-	-
株式会社日本政策金融公庫	1	1
独立行政法人住宅金融支援機構	154	136
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	-	-
独立行政法人 福祉医療機構	1	0
その他	-	-
合 計	157	138

### 令和4年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



### 店舗一覧表(事務所の名称・所在地) (自動機器設置状況) (令和5年7月現在)

店名	住 所	電 話	ATM
本 部	〒955-0046 新潟県三条市興野3-11-12	0256-35-7311	—
本 店	〒955-0046 新潟県三条市興野3-11-12	0256-34-2211	1台
下田支店	〒955-0151 新潟県三条市荻根819-1	0256-46-2323	1台
中央支店	〒955-0046 新潟県三条市興野3-11-12	0256-32-3281	—
栄 支 店	〒959-1104 新潟県三条市東光寺3679	0256-45-3151	1台
南 支 店	〒955-0851 新潟県三条市西四日町4-15-29	0256-35-2225	1台
北 支 店	〒955-0083 新潟県三条市荒町2-23-25	0256-35-4351	1台
今町支店	〒954-0111 新潟県見附市今町5-34-8	0258-66-6611	1台

### 店外ATM

店名	住 所	電 話	ATM
三条中央出張所	〒955-0065 新潟県三条市旭町1-1-6	—	1台

### 地区一覧

三条市 見附市 燕市 加茂市  
長岡市(旧栃尾市及び旧南蒲原郡中之島町に属する地区)

### 当組合の子会社

該当事項はございません

### 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第71期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(又は損失金処理計算書)の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和5年6月26日  
三條信用組合  
理事長 佐藤 一正

### 法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「熊木公認会計士事務所」及び「伊藤伸介公認会計士事務所」の監査を受けております。

### 内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分	令和3年度末		令和4年度末		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
送金・振込	他の金融機関向け	34,540	15,773	35,026	16,417
	他の金融機関から	48,143	19,024	48,122	18,972
代金取立	他の金融機関向け	690	956	374	648
	他の金融機関から	61	70	12	12

### 主要な事業の内容

#### A. 預金業務

- (イ) 預 金・定期積金  
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。
- (ロ) 譲渡性預金  
取り扱っておりません。

#### B. 貸出業務

- (イ) 貸 付  
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
- (ロ) 手形の割引  
銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

#### C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

#### D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

#### E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

#### F. 外国為替業務

取扱っておりません。

#### G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

#### H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

#### I. 附帯業務

- (イ) 債務の保証業務  
(ロ) 国債等の引受け及び引受国債等の募集の取扱業務  
(ハ) 代理業務  
(a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務  
(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務  
(ニ) 地方公共団体の公金取扱業務  
(ホ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

## その他業務

### トピックス

お陰様で当組合は令和4年9月をもちまして、創立70周年を迎えることができました。これもひとえに地域の皆様方からの多大なるご支援・ご愛顧の賜物と深く感謝申し上げます。

心ばかりではありますが地域の皆様方への感謝を込め、様々な記念事業を実施いたしました。

#### ・フードドライブ強化週間にあわせてお弁当の寄付

社会問題化している生活困窮世帯の一助になればと願い、当組合お取引先料理店・飲食店の皆様方からご協力を賜り、三条市を通じてフードバンク三条様へお弁当500食を贈呈いたしました。

#### ・三条市立大学様へ寄付金の贈呈

令和3年4月に開学された三条市立大学様へ、当組合とお取引いただいている事業者の会である「信栄会」と共同で寄付金を贈呈いたしました。

#### ・70周年チャリティーゴルフコンペの開催

#### ・三条まち美化ボランティアによる清掃活動

#### ・見附市今町地区の環境整備事業によるパンジーとビオラの植栽

※令和4年7月に開催を予定しておりましたが、創立70周年記念講演会は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ中止といたしました。



フードバンクへの目録贈呈



三条市立大寄付金贈呈



チャリティーコンペ



清掃活動



植栽

## 当組合のカードご利用手数料のご案内

(令和5年7月1日現在)

当組合のカードで当組合の ATM をご利用の場合、曜日、時間帯に関係なく手数料はかかりません。

平日		★当組合本支店以外でのカードのご利用は「個人」のお客さまだけの取扱いとなります。	
		0:00 8:00 8:45	18:00 19:00 21:00 24:00
当組合本支店でのご利用		お預入れ 無料 お引出し 無料	
提携信用組合でのご利用 (しんくみお得ねっと)※①		お預入れ 110円 お引出し 110円	お預入れ 110円 お引出し 220円
提携先金融機関 (銀行・信用金庫等)でのご利用※②		お預入れ／お引出し 110円	
セブン銀行 (セブン-イレブン等)でのご利用※③		お預入れ／お引出し 110円	
土曜 日曜・祝日		★当組合本支店以外でのカードのご利用は「個人」のお客さまだけの取扱いとなります。	
		0:00 9:00 14:00 17:00 24:00	
当組合本支店でのご利用		お預入れ 無料 お引出し 無料	
提携信用組合でのご利用 (しんくみお得ねっと)※①	土曜 日曜 祝日	お預入れ 110円 お引出し 無料	お預入れ／お引出し 220円
提携先金融機関 (銀行・信用金庫等)でのご利用※②	土曜 日曜 祝日	お預入れ／お引出し 110円	
セブン銀行 (セブン-イレブン等)でのご利用※③	土曜 日曜 祝日	お預入れ／お引出し 110円	

※① 「しんくみお得ねっと」は、全国の信用組合同士のATM手数料無料化提携です。令和2年12月1日現在で全国「106」の信用組合が参加しています。なお、新潟県内では「10」の信用組合全てが参加しています。どうぞ、ご利用ください。

※② 当組合と提携している全国の金融機関、ゆうちょ銀行でもご利用いただけます。ただし、提携先所定の手数料をお支払いいただきます。なお、利用可能時間帯は提携先により異なる場合があります。また、お預入れは相互入金業務の提携先でのみ取扱います。

※③ セブン銀行でのご利用は24時間可能です。(ATM設置店が24時間営業の場合)

#### ◎カード・通帳等の紛失、盗難時のご連絡先

平日8時45分から17時30分まではお取引店へ、その他の時間帯と休日は、047-498-0151(しんくみATMセンター)へ。ご連絡があり次第、お支払い停止の手続きをいたします。(24時間体制で受け付けます)

#### 《おことわり》

法人、団体等のお客様は当組合本支店でのみご利用ください。提携金融機関等ではご利用いただけません。

# 手数料一覧表 (税込)

(令和5年7月1日現在)

## 振込手数料

振込区分	振込先金融機関	3万円未満			
		3万円未満	組合員	組合員以外の方	
窓口利用	当組合同一店内宛	220円	220円	440円	
	当組合本支店宛				
	他金融機関宛	660円	660円	880円	
ATM利用	キャッシュカード	当組合同一店内宛	無料	無料	220円
		当組合本支店宛			
		他金融機関宛	330円	330円	550円
	現金・他金融機関発行カード	当組合同一店内宛	110円	330円	330円
		当組合本支店宛			
		他金融機関宛	440円	660円	660円
インターネットバンキング利用	当組合同一店内宛	無料	無料	無料	
	当組合本支店宛			220円	
	他金融機関宛	330円	330円	550円	
定額自動送金	当組合同一店内宛	110円	110円	330円	
	当組合本支店宛			440円	
	他金融機関宛	550円	550円	770円	
	当組合同一店内宛	110円	110円	110円	
給与賞与振込 (指定日の2営業日以内受付)	当組合同一店内宛	110円	110円	110円	
	当組合本支店宛				
	他金融機関宛	178円	178円	178円	
振込の組戻手数料		660円			

## 代金取立手数料

種類	単位	金額
代金取立手形、割引手形、小切手等(※)	1通	440円
不渡手形返却手数料	1通	1,100円
取立手形組戻手数料	1通	1,100円

※小切手について支払場所と受入店が同一である場合は無料となります。

## 各種発行手数料

種類	単位	金額
小切手帳	1冊(50枚)	660円
約束手形帳、為替手形帳	1冊(50枚)	880円
自己宛小切手	1枚	550円
通帳、証書再発行	1冊、1通	1,100円
キャッシュカード、ローンカード等再発行(暗証番号相違、紛失、破損の場合のみ)	1枚	1,100円

## 証明書等発行手数料

種類	単位	金額
残高証明書、利息証明書、入金証明、取引証明、その他下記以外	1通	550円
制定外書式による発行または1か月以前の証明日の発行	1通	660円
監査人(公認会計士等)からの規定外書式による発行	1通	2,200円
融資証明書	1通	5,500円
取引明細照会票等作成(直近10年まで)	1通	550円
同上(10年超のもの)	1口座年単位	1,100円
当座照合表(月末締切定例発行分と当月発行分は除く)	1通	550円

## 各種事務取扱手数料

種類	単位	金額
夜間金庫月額基本使用料	1契約	3,300円
口座振替取扱手数料	請求1件につき	55円

## 両替手数料(金種を指定した払出しを含む)

両替枚数	金額	備考
1枚以上 50枚以内	無料	※両替枚数は、「お客さまのご持参枚数合計」または「お客さまのご希望枚数合計」の多い方といたします。 ※金種を指定した払出しについては、お取扱枚数から1万円券を除いた枚数に応じた手数料をいただきます。 ※次の両替についても枚数に含みます。 ①汚損した現金 ②記念貨幣の交換 ③同一金種での交換
51枚以上 300枚以内	110円	
301枚以上 500枚以内	220円	
501枚以上 1,000枚以内	550円	
1,001枚以上 2,000枚以内	1,100円	
2,001枚以上 1,000枚ごとに	1,100円を加算	

## 硬貨受入手数料

受入枚数	金額	備考
1枚以上 500枚以内	無料	※預金口座に分割して入金する場合や複数口座に入金する場合は、合算して1取引とさせていただきます。 ※同一日に複数回預入いただく場合、合算して1取引とさせていただきます。 ※汚損硬貨・記念硬貨も枚数に含みます。
501枚以上 1,000枚以内	550円	
1,001枚以上 2,000枚以内	1,100円	
2,001枚以上 1,000枚ごとに	1,100円を加算	

## 融資条件変更取扱手数料

融資の種類	内容	単位	金額
証書貸付	金利変更・返済方法変更・融資期間変更・返済日変更等(変更契約書の締結または特約書徴求を伴うもの)	1件	5,500円

※商号変更、法人の代表者変更、相続の開始に伴う債務者・保証人の変更、また預金担保は対象外となります。

## 不動産担保取扱手数料

事業・非事業の別	内容	単位	金額
事業性融資	新規・追加設定、譲渡	1件	44,000円
	順位・極度変更、一部解除・差替え、債務者変更等	1件	22,000円
非事業性融資	新規・追加設定、譲渡	1件	33,000円
	順位・極度変更、一部解除・差替え、債務者変更等	1件	16,500円

## でんさいネット取扱手数料(書面代行)

取引種類	金額	取引種類	金額
発生記録請求	660円	支払等記録請求	330円
譲渡記録請求(でんさい割引を含む)	330円	開示請求	2,860円
分割譲渡記録請求(同上)	660円	残高証明書定例発行	1,650円
変更記録請求	1,760円	残高証明書都度発行	3,960円

## 当組合ATM利用手数料

ご利用カード	ご利用時間帯		金額	
			お引出し	お預入れ
当組合カード	平日	8:45 ~ 19:00	無料	無料
	土曜日	9:00 ~ 17:00	無料	無料
	日曜日・祝休日	9:00 ~ 17:00	無料	無料
「しんくみお得ねっと」 提携信組カード	平日	8:45 ~ 18:00	無料	110円
		18:00 ~ 19:00	220円	220円
	土曜日	9:00 ~ 14:00	無料	110円
		14:00 ~ 17:00	220円	220円
	日曜日・祝休日	9:00 ~ 17:00	220円	220円
提携金融機関カード	平日	8:45 ~ 18:00	110円	110円
		18:00 ~ 19:00	220円	220円
	土曜日	9:00 ~ 14:00	110円	110円
		14:00 ~ 17:00	220円	220円
	日曜日・祝休日	9:00 ~ 17:00	220円	220円
ゆうちょ銀行カード	平日	8:45 ~ 18:00	110円	110円
		18:00 ~ 19:00	220円	220円
	土曜日	9:00 ~ 14:00	110円	110円
		14:00 ~ 17:00	220円	220円
	日曜日・祝休日	9:00 ~ 17:00	220円	220円
銀行・信販系カード キャッシング利用	平日	8:45 ~ 18:00	各社制定 手数料に よります	預入れの お取扱いは できません
		18:00 ~ 19:00		
	土曜日	9:00 ~ 14:00		
		14:00 ~ 17:00		
	日曜日・祝休日	9:00 ~ 17:00		

注)提携金融機関カードでのお預入れは、相互入金提携金融機関カードに限ります。

## 当組合カードをセブン銀行ATMで利用する場合の手数料

お取引種類	ご利用時間帯	金額	
お預入れ・お引出し (残高照会は無料)	平日	0:00 ~ 24:00	110円
	土曜日	0:00 ~ 24:00	110円
	日曜日・祝休日	0:00 ~ 24:00	110円

## 当組合カードをゆうちょ銀行ATMで利用する場合の手数料

お取引種類	ご利用時間帯	金額	
お預入れ・お引出し (残高照会は無料)	平日	8:45 ~ 18:00	110円
		上記以外の時間帯	220円
	土曜日	9:00 ~ 14:00	110円
		上記以外の時間帯	220円
日曜日・祝休日	0:05 ~ 23:55	220円	

## 当組合カードをビューカードATMで利用する場合の手数料 (\*JR東日本駅構内設置ATM)

お取引種類	ご利用時間帯	金額	
お引出し (残高照会は無料)	平日	8:00 ~ 18:00	110円
		18:00 ~ 21:00	220円
	土曜日	9:00 ~ 14:00	110円
		14:00 ~ 17:00	220円
日曜日・祝休日	9:00 ~ 17:00	220円	

注)当組合カードはその他の提携金融機関等のATMでもご利用いただけます。その場合のご利用可能時間、手数料は提携先金融機関等で異なります。尚、提携金融機関等でのご利用は個人の方に限りです。

## 地域貢献 (信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等)

### 地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、三条市、見附市、燕市、加茂市、長岡市(旧栃尾市及び旧南蒲原郡中之島町に属する地区)を営業地区とし、地元の中小事業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

「当組合は変革を恐れず、真に地域に必要とされる金融機関を目指す」をスローガンに、金融機関本来の姿である預貸金の拡大を目指すことの重要性を再認識して業務に取り組んでまいります。

我々金融機関職員は、社会規範を全うし良識ある組織体制を堅持するとともに、法令等を遵守して社会的責任と公共的使命を果たしていきます。その基本は、「正確な事務」を遂行することであり、コンプライアンスが原点である事を強く認識して取り組んでまいります。

### 預金を通じた地域貢献

当組合は中小企業、勤労者等の専門の協同組織金融機関で、地域でお預かりした資金を地域発展のために融資しております。地区別預金状況は右記のとおりであります。また、お客さまの大切な財産運用において、安全確実にご利用いただけるように各種商品を取り揃えております。

#### 地区別預金状況(令和5年3月末)

(単位:百万円、%)

地区	預金積金残高	構成比
三条市	41,929	85.5%
見附市	5,100	10.4%
その他	1,999	4.1%
合計	49,029	100.0%

### 融資を通じた地域貢献

#### 地区別貸出状況(令和5年3月末)

(単位:百万円、%)

地区	貸付残高	構成比
三条市	16,183	79.4%
見附市	3,004	14.8%
その他	1,185	5.8%
合計	20,373	100.0%

#### 消費者ローン、住宅ローン取扱状況(令和5年3月末)

(単位:百万円、%)

区分	件数	貸出残高	構成比
消費者ローン	1,530	2,269	32.4%
住宅ローン	546	4,741	67.6%
合計	2,076	7,010	100.0%

#### 家計改善

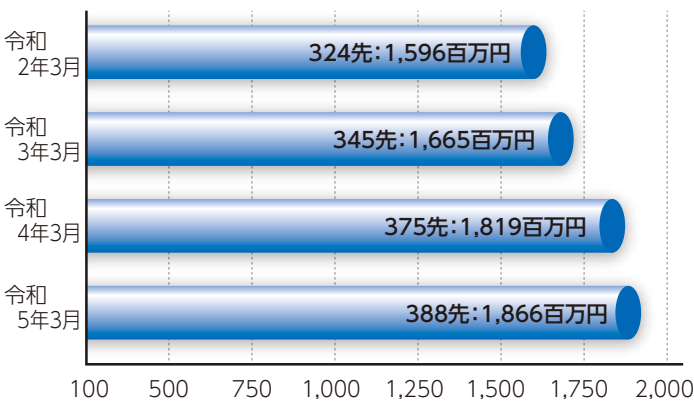
家計の健全化を後押しし、地域社会の安定を図ることを目的として、他行フリーローンやカードローン、クレジット等を一本化し家計収支の改善を図っております。お客さまには家計収支の現状をしっかりと認識して頂いて、お客さまと職員がご本人の家計の将来像を共有したなかで、具体的に家計収支の改善の提案をし、一本化後も家庭の良き相談者となれるようにお客さまを定期的に訪問し、家計収支の状況をお聴きし課題解決にあたってまいります。

#### 不良債権比率について

金融再生法開示債権に基づく不良債権比率は8.34%となり、上昇いたしました。コロナ禍の後遺症、昨今の国際情勢の変化に伴う原材料、エネルギー価格の上昇が、お客さまの経営内容に影響を及ぼしたためであり、回復までに相当の期間を要するもの思われますが、再建に向けて最大限の助力してまいります。

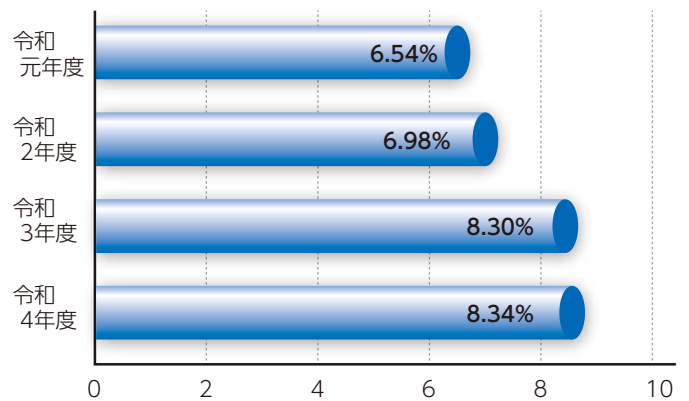
#### < 先数、実行金額の推移 >

(単位:百万円)



#### < 不良債権比率の推移 >

(単位:%)



### 取引先への支援状況等

当組合では、リレーションシップバンキングの企業再生支援の一環として、法人格付を活用した中小企業再生支援システムのサービスを行っております。

#### ●現状把握/評価分析

決算書3期分を提出いただければ作成可能で、問題点の洗い出し、キャッシュフロー分析、借入れ・返済の分析等ができます。

#### ●中長期経営計画

企業再生、収益改善、設備投資のシミュレーションが可能で、売上計画、経費削減計画、資金調達・返済計画、設備投資計画等を作成します。

#### ●月次経営計画

当組合では、「しんくみネット」によるお客さまの生活設計のアドバイスや、ビジネス・マッチングなどの諸情報をご提供しております。



## 地域貢献

### 地域・業域・職域サービスの充実

#### 顧客の組織化とその活動状況

- \*「信米会」は、当組合と親密にお取引頂いている事業者の集まりで、令和5年3月末現在の会員数は440名、会員相互の一層の懇親を深めるとともに現在の政治経済を取り巻く諸問題や課題等について勉強し、知見を深め、自身の事業発展に役立つことを目的に、講演会の開催等を行っております。
- \*「むつみ会」は、女性だけで構成している会で、会員相互の親睦を図るために、新年会等の催し会などを行っております。
- \*「年金友の会」は、当組合で年金を受給している方の親睦を図るために設立され、現在の会員数は3,918名、活動としては近隣の温泉施設を利用した親睦会などを行っております。また、誕生日にはQUOカード(500円分)のプレゼントを行っております。
- \*「しんくみ21クラブ」は、当組合とお取引頂いている若手経営者の集まりで、令和5年3月末現在の会員数は153名、研修活動を主たる目的として年2回の勉強会を行っております。また、各店舗において、独自の勉強会を開催しております。

#### 情報提供活動

当組合はインターネットのホームページで情報開示しております。  
アドレスは、<http://www.sanjoyou.shinkumi.co.jp/>です。

### 文化的・社会的貢献に関する活動

- 地域の安心、安全に貢献するため、三条市と高齢者等の見守り活動を目的とした「地域の見守り活動に関する協定」を結び、当組合役職員全員が「三條しんくみ」サポート隊として活動しております。
- 北支店(三条市荒町)は、三条サッカースポーツ少年団、三条サッカースポーツ少年団父母会が主催する「第26回 三條しんくみふれあい杯争奪 ジュニアサッカー大会」(小学生4年生以下)を後援しております。  
☆令和4年10月1日から10月2日まで、「三条市月岡総合運動公園多目的広場」で開催。18チーム(244名)が参加。
- 下田支店(三条市狹堀)は、下田ゲートボール連盟が主管する三條信用組合下田支店長杯ゲートボール大会に協賛しております。



ジュニアサッカー大会

### 地域行事への参加

- 毎年、役職員で参加しておりました三条夏祭り「市民民謡踊り流し」は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

### 地域密着型金融の取組み状況(令和4年4月～令和5年3月)

項目	取組みの動機(経緯)	取組みの概要	取組みの成果(効果)	取組みに対する評価と今後の課題
<b>I. 中小企業の経営支援をはじめとした積極的な金融仲介機能の発揮</b>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症もようやく沈静化したが、依然として売上の回復が遅れているお取引先(飲食店等)もある。また、原材料の高騰、部品不足も続いている。収益力の回復も進んでいない。</li> <li>資金繰りの緩和と事業所の再生を目的として、キャッシュフロー以上の返済があるお客さまに対し、返済金の軽減を図るため、債務の一本化を推進している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的なモニタリングを実施し、売上げや収益の確保の手段を協議している。場合により、中小企業活性化協議会の助力を仰ぎ、また専門家からアドバイスを受けて実効性のあるアクションプランを検討し、実行している。</li> <li>左記の一本化したお取引先等を含め、数十社のお取引先に対し、定期的なモニタリングを実施した。また、資金ニーズがある場合には積極的に対応し、支援している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクションの進捗状況をモニタリング時に確認して、課題を協議している。しかし、なかなか成果として結びつけられず、苦慮する場合も多い。</li> <li>コロナ禍も沈静化し、ようやく平常な社会生活に戻りつつある。今後は売上げ回復が遅れていたお取引先も徐々に回復すると思われる。アクションプランの実行を着実に進め、早期回復を期待している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>お取引先の中では、今まで待ちの姿勢であったが、積極的な営業を行う等の取組み姿勢の変化も見られる。今後の経営に大いに期待できる。</li> <li>しっかりと課題を共有できたことで、当組合との関係もより深まったが、当組合の改善支援のためのノウハウが不足している。今後の課題である。</li> </ul>
<b>II. 顧客保護と利用者利便の向上</b>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営者保証に対する対応を行っている。</li> <li>苦情・相談についての積極的な取組みを実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営者保証に依存しない融資取引の促進を図るため、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき誠実に対応している。</li> <li>苦情・相談の取組みは、各営業店とコンプライアンス統括部署が協力し原因分析と再発防止に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>お客さま保護及び利便性が向上し、お客さまが安心して取引できる態勢になったと判断している。</li> <li>懸念される苦情等はなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>お客さま保護、利便性の向上は常にお客さまの立場になって取組んでいく必要があると考えている。今後とも時代に適合した対策を検討し実行していく。また、取組方針等については、適時、勉強会等を通じ周知している。</li> </ul>
<b>III. 健全な消費者金融市場の形成に向けた取組み 消費者ローンの積極的な推進と顧客ニーズに合った消費者ローンの提供</b>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>多重債務を解決し、家計の再建をすることで、安定した豊かな地域社会の構築に寄与することを目的とした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレジットやローンを多数借入し、家計を圧迫しているお客さまに債務の一本化を進めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談件数も増加し、累計の実行件数も388先となった。また、お取引先との定期的なヒアリングにより、債務の一本化後の家計収支の確かな改善を目指している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客ニーズに合致し、家計の健全化に貢献できたと思われる。</li> <li>債務一本化後も継続訪問を実施しているが、家計再建に対しお取引先が強い意思を持ち続けることが重要である。</li> </ul>
<b>IV. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献 ★次世代を組織化した「しんくみ21クラブ」(異業種交流)の活動</b>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>お取引先の後継者の育成と異業種交流のためビジネスマッチングの場を提供することを目的とした。</li> <li>経済や法律等の勉強会を行い、会員が知識習得する機会を提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の拡大により、勉強会、交流会は全て中止した。現在会員数は153名です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>しんくみ21クラブ、信米会、三條信用組合職員の会、三條信用組合からの協力を得て、青少年の育成を目的に、三条市に100万円、見附市に50万円の寄付を行った。</li> </ul>	

# 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

## 経営改善支援等の取組み実績

(単位：先数、%)

期初債務者数 (A)	うち経営改善支援取組み先 (a)			経営改善支援取組み率 (a/A)	ランクアップ率 (β/a)	再生計画策定率 (δ/a)
	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 (β)	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先 (γ)	αのうち再生計画を策定した先数 (δ)			
701	30	3	27	4.28	10.00	83.33

- (注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。  
 2. 期初債務者数は令和4年4月当初の債務者数です。  
 3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。  
 4. 「α(アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β(ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。  
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαには含まれますがβには含んでおりません。  
 5. 「αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先γ(ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。  
 6. 「αのうち再生計画を策定した先数δ(デルタ)」は、αのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。  
 7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含まれません。

## 中小企業の経営支援に関する取組み方針

- ・経営課題について問題点を共有し、継続的にモニタリングを実施して解決方法を探っていきます。
- ・売上げ確保、人材不足、廃業等に伴う不動産等の紹介を事業所支援の主要な取組みとしています。
- ・繁忙な先から仕事を融通する。人材不足先には人材を紹介する。廃業予定等の先の不動産を紹介する。これらは何れも事業支援としては即効性があり、マッチングができれば課題の解決に繋がります。

## 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

- ・経営改善においては店長を中心に助力しているが、活性化協議会、専門家の協力を得て、より実効性のある計画書、アクションプランを策定し、その実行の進捗状況を確認しています。
- ・日々の訪問活動から、その事業所の特性を把握しており、仕事の内容については十分把握しています。全店からの売上げ確保、人材不足、不動産の紹介の情報をリスト化してマッチングを試みています。
- ・それぞれ数件のマッチングの成功例があります。

## 中小企業の経営支援に関する取組状況

- ・上述の通り経営改善に助力しているが、なかなか改善が進まない例も多い。当方にもノウハウが不足していると思われるが、対象事業所と互いに強い意識で改善を目指していきます。
- ・マッチングの成約率が上がらない。何より、事業所や事業所の仕事内容について深い理解が重要です。それなくしてマッチングは成功しない。日ごろの活動の中で当組合の職員が、事業に対する観察力やヒアリング能力を身に付け、強い気持ちで事業所の課題解決に取組みことが、マッチングの成約につながると思います。

### ●創業・新規事業開拓の支援

営業担当が訪問活動により様々な情報の提供や経営に関するアドバイスを行っている他、国・県・市による補助金の周知、創業支援融資や設備投資の有利な融資制度の紹介等、適切な提案を行っています。三条市主催の創業を目的とした「創業塾pontekia」に積極的に参加し、創業への助力を行っています。

### ●成長段階における支援

計画的な訪問活動により、情報提供、経営に関するアドバイス、財務諸表に関する見方のアドバイスも行っていきます。更なる成長のため、補助金を絡めた設備投資の提案や政府系金融機関や保証協会と連携し、より有利な資金提供を行っています。

### ●経営改善・事業再生・業種転換等の支援

お客さまとともに経営改善計画書を策定し、定例訪問により計画の進捗状況をモニタリング等でお聞きし、新たな改善策の提案等を行っています。適時、中小企業活性化協議会や専門家を紹介し経営改善計画書の策定助力や進捗状況の確認を行い、より実効性のある支援を行っています。

## 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

### 「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」及びその取組状況

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分な検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

#### ●「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当組合は、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。事業性融資における経営者保証については、一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証をいただく場合には、その理由や範囲等について真摯かつ丁寧に説明し、お客さまにご理解、ご納得いただけますよう努めてまいります。

1. お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額を含め総合的な検討を行います。

- ①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ②法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④法人から適時適切な財務情報等が提供されている。
- ⑤経営者等から十分な物的担保の提供がある。

検討の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものでなく、保証履行時お客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。
3. お客さまから保証契約の変更・解除のお申し出があった場合は、主に上記1. ①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

### 「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

	令和3年度	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	49件	82件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	38.89%	19.29%
保証契約を解除した件数	14件	8件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	0件

### 地域の活性化に関する取組状況

「しんくみ21クラブ」(令和5年3月末現在:会員数153名)にて、全店合同、また各店で定期的に勉強会を開催しており、お取引先企業の後継者の育成と異業種交流を通して、ビジネスマッチングを図っています。

### 重要な業務提携の概況

- 当組合を含む新潟県内11信用組合は、地域貢献・地域活性化に関すること、取引先の利用促進・販路拡大等に関すること、商品開発に関すること、大規模災害時における相互支援に関すること等について相互の連携協力を行うにあたり、平成28年6月29日に包括的連携協定を締結しました。
- 平成28年8月26日に、当組合、協栄信用組合、新潟大栄信用組合の県央3信組は、事業承継に係る相互の連携協力を行うにあたり連携協定を締結し、「しんくみ事業承継支援協議会」を設置すると共に、円滑な事業承継に向けて市、商工会議所、商工会他の協力を得て、地元関係機関の連携を強化する目的で「燕三条地区事業承継支援ネットワーク」を発足させました。
- 当組合と第一勧業信用組合は、東京を拠点とした取引先の販路拡大とビジネスマッチングを行うことを目的に、平成29年12月19日に連携協定を締結しました。
- 当組合と下田商工会は、事業先への支援を通じ、下田地域の発展と活性化を図ることを目的に、平成30年8月30日に連携協定を締結しました。
- 当組合と三条市は、多様な分野で相互に協力し、双方の資源を有効に活用した取組を推進することにより、地域社会の持続的な発展など、地域の活性化に資することを目的に、令和3年10月13日に包括連携に関する協定を締結しました。



# 索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、\*印は「協法第6条で準用する銀行法第21条」金融再生法」に基づく開示項目、\*\*印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ごあいさつ	2	31. その他業務収益の内訳	11	(1) 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権	
【概況・組織】		32. 経費の内訳	7	(2) 危険債権	
1. 事業方針	2	33. 総資産経常利益率*	10	(3) 要管理債権(三月以上延滞債権・貸出条件緩和債権)	
2. 事業の組織*	3	34. 総資産当期純利益率*	10	(4) 正常債権	
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)*	3	【預金に関する指標】		60. 自己資本充実の状況(自己資本比率明細)*	16
4. 会計監査人の氏名又は名称*	3	35. 預金種目別平均残高*	12	61. 有価証券、金銭の信託等の評価*	11
5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)*	21	36. 預金者別預金残高	12	62. 外貨建資産残高	20
6. 自動機器設置状況	21	37. 財形貯蓄残高	12	63. オフバランス取引の状況	10
7. 地区一覧	21	38. 職員1人当り預金残高	11	64. 先物取引の時価情報	10
8. 組合員数	3	39. 1店舗当り預金残高	11	65. オプション取引の時価情報	取扱いなし
9. 子会社の状況	21	40. 定期預金種類別残高*	12	66. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*	13
【主要事業内容】		【貸出金等に関する指標】		67. 貸出金償却の額*	13
10. 主要な事業の内容*	21	41. 貸出金種類別平均残高*	12	68. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について**	21
11. 信用組合の代理業者*	取扱いなし	42. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額*	12	69. 会計監査人による監査*	21
【業務に関する事項】		43. 貸出金利区分別残高*	13	【その他の業務】	
12. 事業の概況*	3	44. 貸出金使途別残高*	13	70. 内国為替取扱実績	21
13. 経常収益*	10	45. 貸出金業種別残高・構成比*	12	71. 外国為替取扱実績	20
14. 業務純益	7	46. 預貸率(期末・期中平均)*	11	72. 公共債悪取扱実績	20
15. 経常利益(損失)*	10	47. 消費者ローン・住宅ローン残高	13	73. 公共債引受額	20
16. 当期純利益(損失)*	10	48. 代理貸付残高の内訳	21	74. 手数料一覧	23
17. 出資総額・出資総口数*	10	49. 職員1人当り貸出金残高	11	【その他】	
18. 純資産額*	10	50. 1店舗当り貸出金残高	11	75. トピックス	22
19. 総資産額*	10	【有価証券に関する指標】		76. 当組合の考え方	2
20. 預金積金残高*	10	51. 商品有価証券の種類別平均残高*	取扱いなし	77. 沿革・歩み	2
21. 貸出金残高*	10	52. 有価証券種類別平均残高*	12	78. 継続企業の前提の重要な疑義*	該当なし
22. 有価証券残高*	10	53. 有価証券種類別残存期間別残高*	12	79. 総代会について**	4
23. 単体自己資本比率*	10	54. 預託率(期末・期中平均)*	11	80. 報酬体系について**	14
24. 出資配当金*	10	【経営管理体制に関する事項】		81. 反社会的勢力に対する基本方針	14
25. 職員数*	10	55. 法令遵守の体制*	14	82. 顧客保護管理体制	14
【主要業務に関する指標】		56. リスク管理体制*	15	83. はばたき信用組合、新潟鉄道信用組合との合併について	8.9
26. 業務粗利益及び業務粗利益率*	7	資料編	17.18.19.20	【地域貢献に関する事項】	
27. 資金運用収支・役員取引等収支及びその他業務収支*	7	57. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容*	14	84. 地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等)**	24.25
28. 資金運用動定・資金調達動定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘*	10	【財産の状況】		85. 地域密着型金融の取組み状況**	25
29. 受取利息、支払利息の増減*	7	58. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書*	5.6.7	86. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況*	26.27
30. 役員取引の状況	7	59. リスク管理債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況*	13	87. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について**	27

出会い ふれあい 信用組合



〒955-0046 新潟県三条市興野三丁目11番12号  
TEL:0256-35-7311(代表) FAX:0256-34-3695